

# 大牟田市食料品等物価高騰支援地域商品券（おおむたくらし応援券）発行事業 取扱登録店約款

## 第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 大牟田市（以下「市」という。）は、食料品価格等の物価高騰下における市民の暮らしを応援するとともに、域内における消費喚起による経済活性化を図るために、地域商品券「おおむたくらし応援券」（以下「商品券」という。）発行事業を行い、全市民へ配付する。

2 大牟田商工会議所（以下「会議所」という。）は、本事業の登録店の管理及び換金業務等について、市より受託する。

3 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

（事業主体）

第2条 商品券発行団体は、市とする。

（実施期間）

第3条 本事業の実施期間は、令和7年12月26日から令和8年10月31日までの間とする。

（商品券の配付内容）

第4条 配付する商品券は、1枚額面1,000円とする。一人あたり5枚を1セットとして配付する。

（券面表示事項）

第5条 商品券に次の事項を記載する。

- （1）発行団体
- （2）利用可能な金額、期間、利用不可能な商品
- （3）偽造防止のための通し番号
- （4）紛失、盗難等の免責

## 第2章 商品券の利用

（有効期間）

第6条 商品券の利用期間は、令和8年4月1日から令和8年8月31日までの間とする。有効期間を過ぎた商品券は無効とする。

（利用限度額）

第7条 商品券の利用限度額は設定しない。

（利用事業所）

第8条 商品券を利用できる事業所は、第15条による登録店とする。

（対象商品等）

第9条 商品券は、登録店が取扱う商品及びサービス等について、使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- （1）商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの、株券先物、保険、宝くじ等の金融商品
- （2）国や地方公共団体等への支払い
- （3）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- （4）ギャンブル性の高いサービス等

- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (6) 業務用仕入（事業資産の建築・リフォーム代金含む）、手形決済
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医療器を含む)  
(釣り銭)

第10条 釣り銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第11条 配付された商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第12条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部の支払いを求めるものとする。

### 第3章 登録店

(登録店の募集)

第13条 登録店の募集の周知は、市及び会議所の広報誌、チラシ等によるものとする。

(登録店の登録資格)

第14条 登録店は、市内に事業所を有するものであって、市が別に定める取扱登録店募集要項の要件を満たす事業所とする。

(登録手続き)

第15条 登録店の登録手続きを希望する事業所は、会議所に対し「地域商品券 おおむたくらし応援券・令和8年度プレミアム付き商品券取扱登録店兼用登録申請書（様式第1号）」及び「地域商品券 おおむたくらし応援券登録事業者誓約書（様式第5号）」を提出するものとする。

2 会議所は、前項の規定による申請があったときは、市が別に定める取扱登録店募集要項に基づき、当該申請者がその基準に適合しているかについて審査を行い、その結果を市へ報告するものとする。

3 市は、前項の報告に基づき登録の可否を決定し、登録を認めた事業所に対し、「おおむたくらし応援券発行事業 登録証（様式第2号）」を発行するものとする。

4 会議所は、前項の規定により市が発行した登録証を、当該登録店に郵送するものとする。

(換金・振替依頼書提出期間)

第16条 利用者から受け取った商品券の換金・振替依頼書提出期間は、令和8年4月16日から令和8年9月11日までとし、提出期間を過ぎた場合、換金又は振替依頼はできないものとする。

(換金方法)

第17条 登録店は、商品券を換金する場合は、会議所と会議所が指定する金融機関（以下「振替所」という。）に商品券と「換金依頼書（様式第3号-1）」又は「振替依頼書（様式第3号-2）」を提出し、商品券の枚数と依頼書の照合を経るものとする。

2 前項の金融機関は、大牟田柳川信用金庫の大牟田市内の本・支店とする。

3 振替所は、次の各号のいずれかにより換金を行う。

(1) 会議所は、毎週木曜日（休日の場合は前営業日）に登録店から商品券、登録証（様式第2号）、換金依頼書（様式第3号-1）の提出を受けて、換金日の翌週の火曜日（休日の場合は前営業日）に登録店指定の口座に入金するものとする。なお、会議所は、登録店からの換金依頼書をもとに受領書（様式第4号）を発行するものとする。

(2) 「大牟田柳川信用金庫」は、登録店から商品券と登録証（様式第2号）、振替所の通帳、振替依頼書（様式第3号-2）の提出を受けて、通帳に入金するものとする。

(登録店の責務)

第18条 登録店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券の利用を申し出たときは、商品券額面分の商品の販売又はサービス等の提供を行うこと。また利用期間を必ず遵守すること。
- (2) 登録店は、商品券を第9条に定める対象外商品等の購入又は利用に使用させてはならない。
- (3) 配付するのぼり旗・ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。また、その管理及び処分については登録店で責任をもって行うこと。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに会議所に申し出ること。
- (5) 商品券の交換、譲渡、転売、再利用は、禁止する。
- (6) 市及び会議所が本事業に関して調査等を行うときには、協力すること。
- (7) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (8) 登録店自らの商品仕入等に利用することを禁止する。
- (9) 事業用の支出等に商品券を利用することを禁止する。
- (10) 本約款に定める規定を遵守すること。

(登録店資格の喪失等)

第19条 第17条及び前条の各号に違反する行為が認められた場合、市は、換金の拒否、登録店登録の取り消し及び損害金の支払い等を求めることがある。

(紛失等の責務)

第20条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、登録店の責務とする。

(届出事項の変更)

第21条 登録店は登録事項に変更があったときは、速やかに会議所に届け出るものとする。

## 第4章 雑 則

(不正利用時の対応)

第22条 利用者又は登録店が不正等を目的として、次のことを行った場合は、必要な措置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、利益を得ること。
- (3) 登録店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に反する行為

(会議所の責務)

第23条 会議所は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の回収を記載した記録を残すこと。
- (2) 商品券の保管は、特に厳重に行い、回収済の商品券は、金庫に保管すること。
- (3) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに盗難、紛失した商品券番号を加盟店に通知すること。
- (4) 上記の各号のほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第24条 会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、会議所の責務とし、市に対し損害の補填をするものとする。

(その他)

第25条 反社会的勢力若しくはこれらに加盟する一切の団体又は個人を市は登録店として承認しない。

第26条 商品券発行事業についての問合せは次の通りとする。

商品券全般 大牟田市  
836-8666 大牟田市有明町2丁目3  
0944-85-6101

登録店申請・換金 大牟田商工会議所  
836-0843 大牟田市不知火町1丁目4-2  
0944-55-1111

2 本約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、市及び会議所が別に定める。

## 附 則

(施行日)

1 本約款は、令和7年12月26日から施行する。

大牟田商工会議所 御中

事務局記入欄	中小取扱店	大型店
--------	-------	-----

**地域商品券 おおむたくらし応援券（大牟田市）**  
**令和8年度プレミアム付き商品券（大牟田商工会議所）**

**取扱登録店 兼用登録申請書**

地域商品券「おおむたくらし応援券」および「令和8年度プレミアム付き商品券」を取扱う登録店の登録（変更）を希望するため、次のとおり申請いたします。

なお、当該事業の登録にあたり、食料品等物価高騰支援地域商品券発行事業約款およびプレミアム付き商品券発行事業約款を遵守します。

**1. 店舗の基本情報等（記入必須）**

事業所名	フリガナ		本支店区分	
			本店・支店 <u>*どちらかに○を付けて下さい</u>	
屋号 (チラシ等に掲載します)	フリガナ			印
	<input type="checkbox"/> 同上 (事業所名と同じ場合は口に✓をつけて下さい)			
代表者	フリガナ			
所在地 (チラシ等に掲載します)	〒 ー 大牟田市			
店舗面積 (小売店のみ)	<input type="checkbox"/> 1,000㎡超 <input type="checkbox"/> 1,000㎡以下 (どちらかに✓をつけてください)			
電話番号(代表) (チラシ等に掲載します)	( ) ー	FAX番号	( ) ー	
連絡担当者 (問い合わせ先)	氏名		所属課又は役職名	
	*詳細をご記入下さい			
取扱商品・内容				
換金振込口座 (市内の金融機関) <u>但し、ゆうちょ銀行、JA バンクを除きます。</u>	金融機関名	銀行・信用金庫		支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

## 【のぼり旗・ポスターの配布について】

※下記の説明を熟読後、必ずご記入ください。

- ・登録店には、商品券登録店用のぼり旗1枚とポスター2枚を無料で配布します。
- ・通常配布分以外に追加を希望される場合は**有料**で配布しますので、下記に配布希望数をご記入下さい。ただし、追加は1登録店あたり、のぼり旗10枚、ポール10本、ポスター10枚までとします。

※有料分のお支払いは準備が整い次第、改めてご連絡いたします。

## 2. のぼり旗・ポスターの配布に関する項目 ※追加があれば記入

通常配布分 のぼり1枚+ポスター2枚無料			追加配布分（有料）【希望者のみ記入】		
のぼり旗	1枚	無料	のぼり旗 (@500円)	枚	円
ポスター	2枚	無料	ポスター (@200円)	枚	円

## 3. のぼり旗用ポール（有料）に関する項目【希望者のみ記入】

配布希望数をご記入ください。

ポール (@500円)	本	円
----------------	---	---

## ※令和8年度プレミアム付き商品券（発行予定）の取扱店登録について

令和8年度にプレミアム付き商品券を当所が発行する際は、取扱店の登録を希望されますか。

※発行時期、発行額は決まり次第お知らせします。

取扱店の登録を	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 未定
---------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

※いずれかの口に✓を記入してください

※「希望する」に✓を入れられた方は、本申請書で取扱店の登録を受け付けます

当該申請書（両面）および別紙誓約書は、大牟田商工会議所窓口にご提出ください（FAX可）

FAX：0944-55-1114

## 【以下は記入不要】事務局記入欄

会員	会費入金	口数	登録証発行	事業所 No.	登録店 No.		
会・非	未・済	口	/				
特記事項		専務理事	事務局長	相談所長	課長	担当	受付

# おおむたぐらし応援券発行事業 登録証

令和 年 月 日  
大牟田市長  
関 好 孝 印

登録番号		
郵便番号		
住所		
(フリガナ) 商号又は名称		
(フリガナ) 代表者氏名		
電話番号		
FAX番号		
地 区		
業 種		
備 考		

様式2号 (注意) この登録証は、換金依頼の際必ず持参して頂きますので大切に保管して下さい。

# おおむたぐらし応援券発行事業 登録証(控)

令和 年 月 日  
大牟田市長  
関 好 孝 印

登録番号		事業所番号		
郵便番号				
住所				
(フリガナ) 商号又は名称				
(フリガナ) 代表者氏名				
電話番号				
FAX番号				
地 区				
業 種				

様式2号 (注意) この登録証は、換金依頼の際必ず持参して頂きますので大切に保管して下さい。

(様式第3号-1)

商工会議所用

## 地域商品券（おおむたぐらし応援券）換金依頼書

地域商品券（おおむたぐらし応援券）の換金を依頼いたします。

依 頼 日 令和 年 月 日

登 録 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

事 業 所 名

\_\_\_\_\_

代 表 者 名

\_\_\_\_\_ 印（必須）

商品券金額 1,000円券×

万				枚
---	--	--	--	---

千万	百万	十万	万	千				円
----	----	----	---	---	--	--	--	---

振込額(100%)

千万	百万	十万	万	千				円
----	----	----	---	---	--	--	--	---

受付印

地域商品券（おおむたぐらし応援券）

発行事業主体：大牟田市（産業経済部 くらし応援券推進室）

TEL 0944-85-6101

換金業務受託者：大牟田商工会議所（地域振興課）

TEL 0944-55-1111

大牟田柳川信用金庫用

地域商品券（おおむたぐらし応援券）振替依頼書

地域商品券（おおむたぐらし応援券）の下記指定口座への振替を依頼いたします。

依頼日 令和 年 月 日

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名

\_\_\_\_\_

代表者名

\_\_\_\_\_ 印（必須）

大牟田柳川信用金庫 本店・（ ）支店

振込口座名義

\_\_\_\_\_

振込口座番号

普通・当座 No.

※注意：振込口座は、登録事業所名義及び、代表者名義に限ります。

商品券金額 1,000円券×

千			枚
---	--	--	---

=

千万	百万	十万	万	千			円
----	----	----	---	---	--	--	---

通帳入金額（100%）

千万	百万	十万	万	千			円
----	----	----	---	---	--	--	---

換金受付金融機関：大牟田柳川信用金庫

地域商品券（おおむたぐらし応援券）

発行事業主体：大牟田市（産業経済部 くらし応援券推進室）

TEL 0944-85-6101

換金業務受託者：大牟田商工会議所（地域振興課）

TEL 0944-55-1111

受付印

--

信用金庫使用欄

検印

係員

--	--

おおむた暮らし応援券 換金受領書

下記のとおり換金依頼商品券を受領いたしました。

換金受領 No.

換金依頼日

登録番号

商号又は名称

代表者氏名

1000円券 枚 合計金額 円

支払は次のとおりです。

換金依頼	円	手数料	0円	支払金額	円
支払日	令和 年 月 日	金融機関			

おおむた暮らし応援券 換金受領書(控)

下記のとおり換金依頼商品券を受領いたしました。

換金受領 No.

換金依頼日

登録番号

商号又は名称

代表者氏名

1000円券 枚 合計金額 円

支払は次のとおりです。

換金依頼	円	手数料	0円	支払金額	円
支払日	令和 年 月 日	金融機関			

## 地域商品券「おおむたくらし応援券」登録事業者 誓約書

1. 地域商品券「おおむたくらし応援券」発行事業に関し、事業概要に記載されている内容に同意し、遵守します。
2. 当該事業の登録店として、商品券の不正を防止することに努め、不正行為を発見した場合は、直ちに大牟田商工会議所（以下、会議所）と警察への通報を行います。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員、もしくは暴力団関係者ではありません。
4. 当該商品券を受け取った際は、約款を遵守し、額面相当の商品（飲食、サービス等）と引き換えます。また、利用期間内は、必ず利用できるものとする。（利用期間中の取引を拒むことはできません。）
5. 会議所から支給された登録店ののぼり旗やポスターの管理及び処分については、すべて登録店でを行います。
6. 有効期限が過ぎたもの、変形、破損・偽造されたもの、業務用支払いには応じません。
7. 換金締め切り日を過ぎてからの換金は、いかなる場合であっても行いません。
8. 偽造商品券を受け取った加盟店の補償は、会議所は負わないことを承諾します。
9. 自ら商品券を購入して自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしません。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）を受けることを同意します。
10. 緊急事態宣言等の不測の事態により、当事業の中止等不測の事態が生じた場合においても、その損失を会議所が負わないことを承諾します。

令和8年 月 日

登録事業所名

代表者氏名

印